

ひらかた環境ネットワーク会議

平成 17 年度 第 1 回臨時総会議案書

日 時 平成 17 年 10 月 23 日 (日)
午後 0 時 30 分 受付開始
午後 1 時 00 分 開 会
午後 1 時 30 分 終了予定

場 所 メセナひらかた 6 階 大会議室
枚方市新町 2 - 1 - 5
TEL (072) 843 - 5551

次 第

1. 開会のことば
2. 成立宣言
3. 来賓祝辞
4. 議長選出
5. 議事録作成人及び議事録署名人選出
6. 議案
 - 第 1 号議案 解散承認の件
 - 第 2 号議案 会員組織の特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議への移行承認の件
 - 第 3 号議案 財産の特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議への譲渡承認の件
 - 第 4 号議案 事業の一切 (権利、義務) の特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議への譲渡承認の件
7. その他
8. 閉会のことば

第1号議案

解散承認の件

特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議の設立に伴い、ひらかた環境ネットワーク会議を解散する。解散の期日は、特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議の成立の日から1週間以内とする。

第2号議案

会員組織の特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議への移行承認の件

ひらかた環境ネットワーク会議の解散に伴い、会員組織を特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議へ移行する。会員組織の移行については、ひらかた環境ネットワーク会議の解散の日をもって行う。

第3号議案

財産の特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議への譲渡承認の件

ひらかた環境ネットワーク会議の解散に伴い、一切の財産を特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議へ譲渡する。財産の譲渡については、ひらかた環境ネットワーク会議の解散の日をもって行う。

第4号議案

事業の一切（権利、義務）の 特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議への譲渡承認の件

ひらかた環境ネットワーク会議の解散に伴い、事業の一切（権利、義務）を特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議へ譲渡する。事業の一切（権利、義務）の譲渡については、ひらかた環境ネットワーク会議の解散の日をもって行う。

特定非営利活動法人 ひらかた環境ネットワーク会議

設 立 総 会 議 案 書

日 時 平成 17 年 10 月 23 日 (日)
午後 0 時 30 分 受付開始
午後 1 時 30 分 開 会
午後 2 時 35 分 終了予定

場 所 メセナひらかた 6 階 大会議室
枚方市新町 2 - 1 - 5
TEL (072) 843 - 5551

次 第

1. 開会のことば
2. 成立宣言
3. 議長選出
4. 議事録作成人選出
5. 議案

第 1 号議案 設立認証申請承認の件

第 2 号議案 活動目的等の確認の件

第 3 号議案 定款承認の件

第 4 号議案 設立当初の財産目録承認の件

第 5 号議案 設立の初年度及び翌年度の事業計画書承認の件

第 6 号議案 設立の初年度及び翌年度の収支予算書承認の件

第 7 号議案 設立代表者の選任の件

第 8 号議案 議事録署名人の選任の件

6. その他

7. 閉会のことば

第1号議案

設立認証申請承認の件

設立趣旨書

1. 趣旨

枚方市は、京都と大阪のちょうど中間に位置し、西側を流れる淀川から多くの恵みを受けて発展してきました。しかし昭和30年(1955年)代から40年(1965年)代にかけての高度経済成長期において、いわゆる「ドーナツ化現象」により、枚方市においても、人口急増の波を受けて、急激な都市化が進むと同時に、大気汚染やごみの増大、水質汚濁などの環境問題が顕著となってきました。

そうした中で枚方市は、昭和46年の「枚方市公害防止条例」を初めとして平成10年に「枚方市環境基本条例」を制定することにより、焼却ごみの半減を目指した減量作戦、ポイ捨て防止条例の制定や、里山保全基金の設立など市民の生活全般に係る環境問題にも取り組んできました。

しかしながら、使い捨て中心の産業やくらしが定着した現在、環境面の改善は遅れているのが現状です。

枚方には、東部地域の里山をはじめ、七夕伝説が残る天野川、枚方宿地区の歴史街道などの豊かな自然環境と歴史資源が存在し、私たちはこれら貴重な財産を次の世代のために育み守っていかねばなりません。

国においても、平成15年10月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が施行され、今後ますます地域における環境保全活動・環境教育活動は活発になると思われます。

そのような流れを受けて、私たちは、市民・事業者・行政がネットワークをつくり、枚方の環境問題に取り組むべきと考えました。これら三者がともに学び知恵を出し合い、議論を重ね、行動を起こすことが、ひいては地球規模の環境問題の解決につながると確信し、特定非営利活動法人「ひらかた環境ネットワーク会議」設立を決意しました。

ふるさとのまち枚方を安全で住みやすく、ゆとりと潤いのある「環境先進都市」にするため、市民・事業者・行政が協働して、枚方市環境基本計画の推進、持続的発展が可能な地域社会の創造、環境教育の推進、環境保全活動に取り組む人々の交流の場の提供、これらのための調査・研究および実践並びに啓発・普及に取り組んでいきます。

しかし、活動を実施する上で、資産の保有や、さまざまな契約の際に支障がでることも予想されるため、法人格という自立・独立した活動基盤の確立が必要です。ただし、当会は、多くの会員がボランティアで参加しており、営利を目的とする団体ではないので、いわゆる会社法人は適当ではありません。また、市民・事業者・行政が環境保全及び創造に寄与することを目的とする観点から、特定非営利活動法人の設立が望ましいと考え本申請に及びました。

2.申請に至るまでの経過

平成14年7月から平成15年2月まで

平成14年7月に、環境関連の市民団体の代表者10名からなる「(仮称)環境ネットワーク会議設立準備会」(非公式な助言組織)が設置され、ネットワーク会議の基本的事項に関して検討を重ねました。その後、より幅広い意見や、ネットワーク会議設立後に活躍できる人材を求めるため、準備会を拡大・再編し、市民公募による準備会を立ち上げることになりました。

平成15年2月から平成16年2月まで

平成15年2月に「広報ひらかた」で、委員の公募を行ない、3月に「ひらかた環境ネットワーク会議企画運営準備会」を設置しました。企画運営準備会は、市民(21名)・事業者(4名)・行政(2名)の3者による委員編成となりました。準備会では「ひらかた環境ネットワーク会議」の果たすべき役割や、組織構成、運営のあり方などについて話し合いを重ねました。

平成16年2月

平成16年2月15日の設立総会を開催し、会則、役員、事業計画、予算の各案が承認され、ひらかた環境ネットワーク会議が発足しました。役員には、会長1名、副会長2名、運営委員12名(会長、副会長含む)、監事1名を置き、組織体制としては、運営委員会のほかに、会の目的を具体的に遂行する下部組織として、「自然環境部会」、「ごみ・エネルギー部会」、「公共交通部会」、「まちづくり部会」、「環境教育サポート部会」の5部会を立ち上げました。

平成16年11月

第11回運営委員会で谷崎会長から、活動の充実や社会的信頼性の向上、安定した組織運営を行うために今や必要不可欠なNPO法人格の取得を検討するために、NPO法人化検討に関するプロジェクトチーム編成の提案がなされ、NPO法人化検討チームを立ち上げました。

平成17年6月

活動の充実や社会的信頼性の向上、安定した組織運営を行うためにNPO法人の設立について前向きに検討することが定時総会で承認され、その後の第21回運営委員会で、NPO法人設立のプロジェクトチームを立ち上げ、法人化に向けての準備を開始しました。

第2号議案

活動目的等の確認の件

当法人が、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号のいずれにも該当することを確認する。

参考資料

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号

(法第2条第2項第2号)

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

(法第12条第1項第3号)

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）
- ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体。

第3号議案

定款承認の件

特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議と言う。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府枚方市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、市民、事業者、公共団体及び民間団体等が、協働して環境保全活動に取り組むことで、枚方を安全で住みやすく、ゆとりと潤いのある「環境先進都市」にし、地域と地球の良好な環境の保全及び創造に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う

- (1) 枚方市環境基本条例に基づく環境基本計画の推進、進行状況の点検・評価及びそれに基づく提案に関する事業
- (2) 環境と調和した持続的発展が可能な地域社会を創造するための調査・実践並びに啓発・普及に関する事業
- (3) 環境負荷の少ない交通システムの調査・研究並びに実践・普及に関する事業
- (4) 地域の安全及び文化に関する調査・研究並びに実践・普及に関する事業
- (5) 環境教育推進のための調査・研究・実践並びに啓発・普及に関する事業
- (6) 自然環境の保全及び回復のための調査・実践並びに啓発・普及に関する事業
- (7) 環境保全活動の普及のための情報交流及び広報に関する事業

- (8) 環境保全に関する国、地方公共団体等からの受託事業
- (9) その他、目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の各号に掲げる2種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を財政面などで援助する個人又は団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

- 2 理事長は入会の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) この定款のほか、当法人の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は第3条に規定する目的に反する行為をしたとき

- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

- 第 1 2 条 会員が既に納入した会費及びその他の抛出金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

第 3 章 役員

(種別および定数)

- 第 1 3 条 この法人に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 5 人以上 3 0 人以内
- (2) 監事 1 人以上 2 人以内

- 2 理事のうち 1 人を理事長、 3 人以内を副理事長とする。

(選任等)

- 第 1 4 条 理事及び監事は、総会において選任する。但し、理事は、その総数の過半数を正会員又は正会員である団体の代表者の中から選任するものとする。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

- 3 理事が任期途中で辞任したときは第 1 項の規定にかかわらず、理事会において、後任の理事を選任することができる。但し、選任された理事に関して、理事会は当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

- 5 特定非営利活動促進法 (以下「法」という) 2 0 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

- 第 1 5 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は大阪府知事に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要により理事会の招集を理事長に請求すること

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により選任された役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後最初の通常総会が終結するまで伸長することができる。

(辞任及び解任)

第17条 役員は、任意に辞任することができる。

2 役員が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

3 前項の規定により役員を解任しようとするときは、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員は、その職務の執行に伴う実費を受けることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人は、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

4 顧問は、重要な事項について、理事長の諮問に応じて助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べるることができる。

第4章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併並びにそれに伴う財産の処理
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任及び職務
- (6) 会費の額及び種類
- (7) 長期借入金その他新たな義務の負担又は権利の放棄
- (8) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号に掲げるいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、理事長に招集の請求をしたとき

- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面によって、理事長に開催の請求があったとき
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定により招集したとき

(招集)

第25条 総会は、理事長が招集する。但し前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項のみとする。但し議事が緊急を要するもので、出席した正会員の過半数の同意があったときは、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(書面表決等)

第29条 各正会員の表決権は、1人又は1団体につき1単位とする。

- 2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条の規定の適応については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 3 0 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること)
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会に出席した正会員 2 名が記名押印しなければならない。

3 前 2 項に規定する議事録の作成人及び署名人は、議長がこれを指名する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 3 1 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(機能)

第 3 2 条 理事会はこの定款で別に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 3 3 条 理事会は、次の各号に掲げるいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって、理事長に開催の請求があったとき
- (3) 監事から第 1 5 条第 4 項第 5 号の規定により、理事長に開催の請求があったとき

(招集)

第 3 4 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 1 5 条第 4 項第 5 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに理事に通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した理事がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(書面表決等)

第38条 各理事の表決権は、1人につき1単位とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条の規定の適応については、出席したものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の総数

(3) 出席した理事の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び理事会に出席した理事 2 名が記名押印しなければならない。
- 3 前 2 項に規定する議事録の作成人及び署名人は、議長がこれを指名する。

第 6 章 運営委員会

(設置)

第 4 0 条 この法人の事業の円滑な遂行を図るため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 7 章 部会

(設置)

第 4 1 条 第 3 条の目的を達成するため、部会を置く。

- 2 部会は、会員の中から希望する者をもって構成する。又必要に応じて理事長が委嘱する者も含める。
- 3 部会は、この法人の活動方針に基づき、会議、ワークショップ、講演会、研修会等の開催、具体的な活動を実施する。
- 4 部会の設置及び廃止は、理事会の議決を経なければならない。
- 5 部会の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 8 章 事務局

(設置)

第 4 2 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 4 理事は、事務局の職員を兼任することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第43条 事務所には、法28条に規定される書類のほか、次の各号に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第9章 資産

(資産の構成)

第44条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第45条 この法人の資産は、その管理方法について理事会の議決を経て、理事長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第46条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第10章 会計

(会計の原則)

第47条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(特別会計)

第48条 この法人の会計は、必要に応じて特別会計を設けることができる。

(事業計画及び予算)

第49条 この法人の事業計画及び予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 理事長は、理事会の議決を経て、事業計画及び収支予算の追加又は更正をすることができる。但し、追加又は更正された内容に関して、理事長は当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

(予備費の設定及び使用)

第50条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設ける

ことができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第51条 第49条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出の処理をすることができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第52条 理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書など決算に関する書類を作成し、監事の監査を経て、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(長期借入金)

第53条 この法人が、借入金の借入れ、その他新たな義務の負担又は権利の放棄をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第54条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第55条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項に係る定款の変更を除いて、大阪府知事の認証を受けなければならない。

- 2 法第25条第3項に規定する軽微な事項に係る定款の変更を行ったときは、速やかに大阪府知事にその旨を届け出なければならない。

(解散)

第56条 この法人は次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 大阪府知事による認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

(清算人の選任)

第 5 7 条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合の解散を除く。

(残余財産の帰属先)

第 5 8 条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、他の特定非営利活動法人又は財団法人で当法人と目的を同じくするものに譲渡するものとする。

(合併)

第 5 9 条 この法人が合併しようとするときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

第 1 2 章 雑則

(公告)

第 6 0 条 この法人の公告は、事務所の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(委任)

第 6 1 条 この定款に定めるものの他、規則等この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の成立により、ひらかた環境ネットワーク会議の会員及び一切の財産は、この法人が承継する。

3 この法人の設立時の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額とする。

(1) 正 会 員

(個 人) 年会費 1 口 1,000 円

(非営利団体)年会費1口 2,000円

(営利団体)年会費1口 5,000円

(2) 賛助会員

(個人)年会費1口 1,000円

(非営利団体)年会費1口 10,000円

(営利団体)年会費1口 50,000円

- 4 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらずこの法人の成立の日から平成20年3月31日までとする。

(1) 理事長 谷崎利男

(2) 副理事長 石原了、丸井晶子

(3) 理事 青木良平、池島芙紀子、石川聡子、伊丹均、井上祥子、鍛冶谷知宏、鎌田徹、末岡妙子、田中隆夫、中村正紀、新島健士、早川博善、宮本利明

(4) 監事 稲田増光、金谷伸太郎

- 5 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第49条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

- 6 この法人の設立初年度の事業年度は、第54条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成19年3月31日までとする。

特定非営利活動法人 ひらかた環境ネットワーク会議
設立代表者

特定非営利活動法人 ひらかた環境ネットワーク会議 役員候補者

| 役名 | 氏名 | 所属等 |
|------|--------|----------------------------|
| 理事長 | 谷崎 利男 | 市民（運営委員） |
| 副理事長 | 石原 了 | 市民（運営委員） |
| 副理事長 | 丸井 晶子 | 市民（運営委員） |
| 理事 | 青木 良平 | 関西電力(株)枚方営業所 所長 |
| 理事 | 池島 芙紀子 | 自然環境センター 代表 |
| 理事 | 石川 聡子 | 市民（運営委員） |
| 理事 | 伊丹 均 | 枚方市環境保全部 部長 |
| 理事 | 井上 祥子 | 国際ソロプチミスト枚方 - 中央 |
| 理事 | 鍛冶谷 知宏 | 市民（運営委員） |
| 理事 | 鎌田 徹 | 市民（運営委員） |
| 理事 | 末岡 妙子 | 市民（運営委員） |
| 理事 | 田中 隆夫 | 北大阪商工会議所 中小企業相談所 所長 |
| 理事 | 中村 正紀 | 市民（運営委員） |
| 理事 | 新島 健士 | 市民（運営委員） |
| 理事 | 早川 博善 | 大阪ガス(株)北東部地区 支配人・理事 |
| 理事 | 宮本 利明 | (特活)ひらかた NPO センター運営協議会 理事長 |

| 役名 | 氏名 | 所属等 |
|----|--------|-------------|
| 監事 | 稲田 増光 | 市民 |
| 監事 | 金谷 伸太郎 | 枚方市環境総務課 課長 |

第4号議案

設立当初の財産目録承認の件

設立当初の特定非営利活動に係る事業会計財産目録

特定非営利活動法人 ひらかた環境ネットワーク会議

平成17年10月1日

(単位:円)

| 科目 | 金額 | | |
|---------------|----|---|---|
| 資産の部 | | | |
| 1 流動資産 | | | |
| 現金預金 | | | |
| 現金 | 0 | | |
| 普通預金 | 0 | | |
| 流動資産合計 | | 0 | |
| 2 固定資産 | | | |
| 固定資産合計 | | 0 | |
| 資産合計(A) | | | 0 |
| 負債の部 | | | |
| 1 流動負債 | | | |
| 流動負債合計 | | 0 | |
| 2 固定負債 | | | |
| 固定負債合計 | | 0 | |
| 負債合計(B) | | | 0 |
| 正味財産(A) - (B) | | | 0 |

第5号議案

設立の初年度及び翌年度の事業計画書承認の件

初年度事業計画書

特定非営利活動法人 ひらかた環境ネットワーク会議

事業の実施方針

設立初年度に当たっては、ひらかた環境ネットワーク会議の事業を引き継ぎ、「自然環境」「ごみ・エネルギー」「公共交通」「まちづくり」「環境教育サポート」の5部会を中心に、市民・事業者・行政の三者協働による環境保全活動に取り組みます。

事業の実施に関する事項

(1) 広報誌「環境ひらかた」発行事業

【内 容】会員への情報提供及び市民への環境保全活動の普及を目的に、A4版8ページの広報誌を年4回発行します。全会員に郵送で配布し、市民向けに市立公民館などの公共施設などに設置します。

【実施場所】法人事務所

【実施日時】平成18年7月1日、平成18年10月1日、平成19年1月1日、平成19年4月1日

【発行部数】500部

【対象者】市民、事業者

【収 入】0円

【支 出】570,000円（給料手当@900円×500時間×1人、通信運搬費80,000円、消耗品費40,000円）

(2) その他広報事業

【内 容】環境保全活動を普及させるため、エフエムひらかたや、ケイキャットなどの地域メディアを中心に、枚方記者クラブなどのマスコミ各社に積極的な情報提供を行い、市民に対して情報を発信します。

【実施場所】法人事務所

【実施日時】不定期

【対象者】市民、事業者

【収 入】0円

【支 出】4,500円（通信運搬費3,000円、消耗品費1,500円）

(3) ホームページ管理運営事業

【内 容】環境保全活動を普及させるため、ホームページを運営し、会員や市民に対し

て情報提供を行います。また、ホームページの更新情報を中心に、ミーティングの予定やイベント情報を掲載したメールマガジンを発行します。

【実施場所】法人事務所

【実施日時】不定期

【対象者】市民、事業者

【収入】0円

【支出】567,120円（給料手当@900円×500時間×1人、通信運搬費60,000円、広報費57,120円）

（４）リーフレット作成事業

【内容】環境保全活動の紹介及び普及のためのリーフレットを作成します。市立公民館などの公共施設などに設置します。

【実施場所】法人事務所

【実施日時】平成18年9月

【発行部数】2,000部

【対象者】市民、事業者

【収入】0円

【支出】100,700円（印刷製本費100,000円、振込み手数料700円）

（５）ひらかたエコフェア 2006 参画事業

【内容】地球温暖化など地球規模の環境問題解決のため、現在の大量消費の生活スタイルを考え直してもらうきっかけとするため、市民・事業者・行政が協働して行う環境啓発イベント「ひらかたエコフェア 2006」に参画します。

【実施場所】ラポールひらかた

【実施日時】平成18年11月

【対象者】市民、事業者、行政

【収入】0円

【支出】1,580,000円（給料手当@2,700,000円×0.5人、社会保険料@300,000円×0.5人、退職金積立@50,000円×0.5人、厚生費@20,000円×0.5人、通信運搬費20,000円、消耗品費5,000円、印刷製本費20,000円）

（６）ブラックイルミネーション 2006 in ひらかた開催事業

【内容】地球温暖化など地球規模の環境問題解決のため、現在の大量消費の生活スタイルを考え直してもらうきっかけとするため、夏至前後の日曜日の午後8時～10時の2時間、市内の家庭や事業者に消灯を依頼する「ブラックイルミネーション 2006 in ひらかた」を実施します。

【実施場所】枚方市全域

【実施日時】平成18年6月

【対象者】市民、事業者、行政

【収 入】0円

【支 出】50,000円（通信運搬費 10,000円、消耗品費 20,000円、印刷製本費 20,000円）

（7）環境保全に関する講演会開催事業

【内 容】地球温暖化など地球規模の環境問題の解決のため、多くの市民に現在の大量消費のライフスタイルを見直してもらうための講演会を開催します。

【実施場所】ラポールひらかた

【実施日時】平成18年4月

【対象者】市民、事業者

【収 入】0円

【支 出】40,000円（消耗品費 5,000円、印刷製本費 5,000円、諸謝金 30,000円）

（8）環境情報センター管理運営事業

【内 容】環境関連図書やビデオの貸し出し業務をはじめ、環境に関する情報を市民に発信する施設を管理・運営します。

【実施場所】法人事務所

【実施日時】平成18年4月～平成19年3月

【対象者】市民、事業者

【収 入】30,000円（受託金収入）

【支 出】1,565,000円（給料手当@2,700,000円×0.5人、社会保険料@300,000円×0.5人、退職金積立@50,000円×0.5人、厚生費@20,000円×0.5人、消耗品費 5,000円、図書費 25,000円）

（9）自然環境に関するセミナー開催事業

【内 容】自然環境に関する現状を、多くの市民に理解してもらうための講演会を開催します。

【実施場所】ラポールひらかた

【実施日時】平成18年4月、7月、10月、平成19年1月

【対象者】市民、事業者

【収 入】0円

【支 出】36,000円（会場使用料 12,000円、印刷製本費 4,000円、諸謝金 20,000円）

（10）自然環境に関するフィールドワーク実施事業

【内 容】自然環境に関する現状を知るため、現地調査や里山の竹林整備を行います。

【実施場所】枚方市全域

【実施日時】平成18年4月、6月、8月、10月、12月、平成19年2月

【対象者】市民、事業者

【収 入】0円

【支 出】18,000 円（印刷製本費 3,000 円、消耗什器備品費 15,000 円）

(11) 自然エネルギー学校運営事業

【内 容】地球温暖化防止を目的に、多くの市民に自然エネルギーの利用と普及について考えてもらい、家庭や地域で自然エネルギーを普及させるための人材育成とそのネットワーク作り目指して「ひらかた自然エネルギー学校」を運営します。

【実施場所】ラポールひらかた

【実施日時】平成18年8月～平成19年1月

【対象者】市民、事業者

【収 入】620,000 円（受講料@14,000 円×30 人、助成金 200,000 円）

【支 出】620,000 円（会場使用料 21,700 円、旅費交通費 130,000 円、通信運搬費 16,000 円、消耗品費 40,000 円、図書費 55,000 円、印刷製本費 40,000 円、諸謝金 200,000 円、外注費 50,000 円、雑費 67,300 円）

(12) 地域ごみ減量事業

【内 容】廃棄物減量等推進員制度など地域ごみ減量施策を市民の立場で実態調査、改善提案をします。また、生ごみ減量・堆肥化拡大・枚方版「食べものぐるぐる」の市内循環ネットワークを試験的に構築し、その可能性を探ります。

【実施場所】枚方市内施設

【実施日時】通年

【対象者】市民、事業者

【収 入】0 円

【支 出】30,000 円（会場使用料 22,000 円、通信運搬費 4,000 円、印刷製本費 4,000 円）

(13) 雨水モニター事業

【内 容】大阪府の「おおさかレインボウぷろじえくと」に「雨水モニター」として参加したのを機会に、枚方市内で雨水の貯留・透水性舗装の拡大、身の周りでの雨水有効活用を目指して、体験型雨水利用設備により市民を中心に広く普及を図ります。

【実施場所】サブリ村野

【実施日時】通年

【対象者】市民、事業者

【収 入】0 円

【支 出】15,000 円（会場使用料 12,000 円、通信運搬費 1,000 円、印刷製本費 2,000 円）

(14) 廃食用油リサイクル事業

【内 容】各地で各種方式により植物油を主成分とする廃食用油のリサイクルが行われています。枚方市内でも企業が人工ゼオライトで浄化してディーゼル機関燃料として用いる試みを実施しています。三者協働のNPO組織下でその需要拡大を図ります。

【実施場所】枚方市内施設

【実施日時】通年

【対象者】市民、事業者

【収入】0円

【支出】30,000円（会場使用料 22,000円、通信運搬費 4,000円、印刷製本費 4,000円）

(15) バスマップ作成事業

【内 容】広範な人々から、アンケート、ワークショップ等で、情報を入手し、バスの経路案内とタウン情報を盛り込んだ、くずは地域のバスマップを作成します。平成17年度に作成した、基本的な施設とバス経路を入れた基本マップの上に、ジャンル別の施設をオーバーレイします。

【実施場所】枚方市くずは地域

【実施日時】平成18年6月～平成19年3月

【対象者】市民、事業者

【収入】400,000円（協賛金@20,000円×20社）

【支出】400,000円（会場使用料 45,000円、消耗品費 5,000円、印刷製本費 200,000円、諸謝金 50,000円、外注費 100,000円）

(16) くずは地域交通環境ワークショップ開催事業

【内 容】バスをスムーズに走らせるには、交通規制などの交通環境をどうすればいいか、ワークショップを行い、検討を進めます。

【実施場所】枚方市くずは地域

【実施日時】平成18年6月～平成19年3月

【対象者】市民、事業者

【収入】0円

【支出】60,000円（会場使用料 10,000円、消耗品費 5,000円、印刷製本費 5,000円、外注費 40,000円）

(17) 自転車のマップ作成事業

【内 容】自転車で走りやすいルート図に、周辺の施設スポットを入れて、自転車マップを作成し、改善提案を行います。

【実施場所】枚方市全域

【実施日時】平成18年6月～平成19年3月

【対象者】市民、事業者

【収入】220,000円(協賛金@20,000円×11社)

【支出】220,000円(会場使用料10,000円、消耗品費10,000円、印刷製本費100,000円、外注費100,000円)

(18) レンタサイクルのシステム提案事業

【内容】マイカーから公共交通機関やエコロジカルな自転車への転換を促すため、17年度に行った実験結果や、アンケートなどを基に、枚方でのレンタサイクルシステムについて検討を行います。

【実施場所】枚方市牧野地域ほか

【実施日時】平成18年6月～平成19年3月

【対象者】市民、事業者

【収入】0円

【支出】70,000円(会場使用料10,000円、消耗品費5,000円、印刷製本費25,000円、外注費30,000円)

(19) 新規自転車道の計画立案事業

【内容】天野川河川敷内などの空間を利用した自転車道の企画、立案を行います。

【実施場所】枚方市天野川河川敷

【実施日時】平成18年9月～平成19年3月

【対象者】市民、事業者

【収入】0円

【支出】70,000円(会場使用料10,000円、消耗品費5,000円、印刷製本費25,000円、外注費30,000円)

(20) レンタサイクル・駐輪システムに関するマナー教育事業

【内容】レンタサイクルと駐輪システムに関するマナー教育を実施します。

【実施場所】京阪枚方市駅周辺

【実施日時】平成18年4月、9月

【対象者】市民、事業者

【収入】200,000円(受託金収入)

【支出】110,000円(会場使用料10,000円、消耗什器備品費50,000円、印刷製本費50,000円)

(21) 公共交通に関するシンポジウム開催事業

【内容】公共交通に関連するテーマでシンポジウムを開催します。

【実施場所】ラポールひらかた

【実施日時】平成18年11月

【対象者】市民、事業者

【収入】0円

【支 出】30,000 円（会場使用料 5,000 円、印刷製本費 5,000 円、諸謝金 20,000 円）

(22) 交通環境教育事業

【内 容】枚方市内の小学校で、自動車と公共交通との対比の問題についてなど交通環境に関する授業を、学校と協働して企画・実施します。

【実施場所】枚方市内の小学校

【実施日時】平成 19 年 1 月

【対 象 者】小学生

【収 入】0 円

【支 出】10,000 円（旅費交通費 5,000 円、印刷製本費 5,000 円）

(23) まちづくりに関するフィールドワーク実施事業

【内 容】枚方市のまちの現状を知るため、現地調査を行います。

【実施場所】枚方市全域

【実施日時】平成 18 年 4 月、6 月、9 月、11 月、平成 19 年 1 月

【対 象 者】市民

【収 入】0 円

【支 出】8,000 円（印刷製本費 3,000 円、消耗品費 5,000 円）

(24) 小学校区防犯マップ作成支援事業

【内 容】枚方市内の小学校区で作成する防犯マップの作成支援を行います。

【実施場所】枚方市内の小学校区

【実施日時】通年

【対 象 者】小学生とその保護者

【収 入】0 円

【支 出】20,000 円（会場使用料 10,000 円、消耗品費 10,000 円）

(25) 不法屋外広告物撤去事業

【内 容】不法屋外広告物の撤去活動を行います。

【実施場所】枚方市内全域

【実施日時】毎月 1 回

【対 象 者】市民、事業者

【収 入】0 円

【支 出】45,000 円（会場使用料 10,000 円、旅費交通費 30,000 円、消耗品費 5,000 円）

(26) 天の川大清掃への参画事業

【内 容】美しい郷土「ひらかた」を次世代に残すために市民・事業者・行政が協働して行う環境保全事業「天の川大清掃」に参画します。

【実施場所】天野川

【実施日時】平成18年11月
【対象者】市民、事業者、行政
【収入】0円
【支出】5,000円（消耗品費5,000円）

(27) 環境情報発信の拠点（環境学習の拠点）作りとその管理運営事業

【内容】主に枚方市域の環境に関する情報を市民に発信する施設を新たに設け、管理・運営します。

【実施場所】枚方市内

【実施日時】平成18年4月～平成19年3月

【対象者】市民

【収入】0円

【支出】10,000円（旅費交通費5,000円、印刷製本費5,000円）

(28) 環境教育の副読本の編集作業への協力事業

【内容】現在、枚方市が編集・発行し、市内小学校4年生に配付されている環境教育副読本「わたしたちの暮らし」の編集作業に協力します。

【実施場所】枚方市内全域

【実施日時】平成18年4月～平成19年3月

【対象者】枚方市内の小学校4年生

【収入】0円

【支出】20,000円（旅費交通費5,000円、図書費5,000円、印刷製本費10,000円）

(29) 学校版EMSの構築・運用の支援（含むひらかた環境くらわんか塾開講）事業

【内容】平成18年度から枚方市でスタートする市立小中学校を対象とする環境マネジメントシステム（EMS）の構築と運用を支援します。また、支援する人材を養成するひらかた環境くらわんか塾を開講します。

【実施場所】枚方市内全域

【実施日時】平成18年4月～平成19年3月

【対象者】枚方市内の学校

【収入】0円

【支出】20,000円（旅費交通費10,000円、印刷製本費10,000円）

(30) 枚方市内各学校への環境教育の出前授業の実施事業

【内容】枚方市内の各学校に向いて、環境教育に関する授業を支援・実施します。

【実施場所】枚方市内の学校

【実施日時】平成18年4月～平成19年3月

【対象者】枚方市内の学校

【収入】0円

【支出】60,000円（旅費交通費5,000円、通信運搬費5,000円、消耗品費5,000円、
図書費5,000円、印刷製本費10,000円、諸謝金20,000円、修繕費5,000円、
支払手数料5,000円）

(31) 環境語り部（の養成と）による環境コミュニケーションの実施事業

【内容】環境語り部を養成し、市民と枚方の環境についてコミュニケーションの機会
を持ちます。

【実施場所】枚方市内全域

【実施日時】平成18年4月～平成19年3月

【対象者】市民

【収入】0円

【支出】40,000円（旅費交通費5,000円、消耗品費5,000円、図書費10,000円、印
刷製本費10,000円、諸謝金10,000円）

平成 19 年度 事業 計画 書

特定非営利活動法人 ひらかた環境ネットワーク会議

事業の実施方針

設立 2 年目に当たっては、引き続き、「自然環境」「ごみ・エネルギー」「公共交通」「まちづくり」「環境教育サポート」の 5 部会を中心に、市民・事業者・行政の三者協働による環境保全活動に取り組みます。

事業の実施に関する事項

(1) 広報誌「環境ひらかた」発行事業

【内 容】会員への情報提供及び市民への環境保全活動の普及を目的に、A4 版 8 ページの広報誌を年 4 回発行します。全会員に郵送で配布し、市民向けに市立公民館などの公共施設などに設置します。

【実施場所】法人事務所

【実施日時】平成 19 年 7 月 1 日、平成 19 年 10 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日、平成 20 年 4 月 1 日

【発行部数】500 部

【対 象 者】市民、事業者

【収 入】0 円

【支 出】570,000 円 (給料手当@900 円×500 時間×1 人、通信運搬費 80,000 円、消耗品費 40,000 円)

(2) その他広報事業

【内 容】環境保全活動を普及させるため、エフエムひらかたや、ケイキャットなどの地域メディアを中心に、枚方記者クラブなどのマスコミ各社に積極的な情報提供を行い、市民に対して情報を発信します。

【実施場所】法人事務所

【実施日時】不定期

【対 象 者】市民、事業者

【収 入】0 円

【支 出】4,500 円 (通信運搬費 3,000 円、消耗品費 1,500 円)

(3) ホームページ管理運営事業

【内 容】環境保全活動を普及させるため、ホームページを運営し、会員や市民に対して情報提供を行います。また、ホームページの更新情報を中心に、ミーティングの予定やイベント情報を掲載したメールマガジンを発行します。

【実施場所】法人事務所

【実施日時】不定期

【対象者】市民、事業者

【収入】0円

【支出】567,120円（給料手当@900円×500時間×1人、通信運搬費60,000円、広報費57,120円）

（４）ひらかたエコフェア 2007 参画事業

【内容】地球温暖化など地球規模の環境問題解決のため、現在の大量消費の生活スタイルを考え直してもらうきっかけとするため、市民・事業者・行政が協働して行う環境啓発イベント「ひらかたエコフェア 2007」に参画します。

【実施場所】ラポールひらかた

【実施日時】平成19年11月

【対象者】市民、事業者

【収入】0円

【支出】1,580,000円（給料手当@2,700,000円×0.5人、社会保険料@300,000円×0.5人、退職金積立@50,000円×0.5人、厚生費@20,000円×0.5人、通信運搬費20,000円、消耗品費5,000円、印刷製本費20,000円）

（５）ブラックイルミネーション 2007 in ひらかた開催事業

【内容】地球温暖化など地球規模の環境問題解決のため、現在の大量消費の生活スタイルを考え直してもらうきっかけとするため、夏至前後の日曜日の午後8時～10時の2時間、市内の家庭や事業者に消灯を依頼する「ブラックイルミネーション 2007 in ひらかた」を実施します。

【実施場所】枚方市全域

【実施日時】平成19年6月

【対象者】市民、事業者

【収入】0円

【支出】50,000円（通信運搬費10,000円、消耗品費20,000円、印刷製本費20,000円）

（６）環境保全に関する講演会開催事業

【内容】地球温暖化など地球規模の環境問題の解決のため、多くの市民に現在の大量消費のライフスタイルを見直してもらうための講演会を開催します。

【実施場所】ラポールひらかた

【実施日時】平成19年5月

【対象者】市民、事業者

【収入】0円

【支出】40,000円（消耗品費5,000円、印刷製本費5,000円、諸謝金30,000円）

（７）環境情報センター管理・運営事業

【内 容】環境関連図書やビデオの貸し出し業務をはじめ、環境に関する情報を市民に発信する施設を管理・運営します。

【実施場所】法人事務所

【実施日時】平成19年4月～平成20年3月

【対象者】市民、事業者

【収入】30,000円(受託金収入)

【支出】1,565,000円(給料手当@2,700,000円×0.5人、社会保険料@300,000円×0.5人、退職金積立@50,000円×0.5人、厚生費@20,000円×0.5人、消耗品費5,000円、図書費25,000円)

(8) 自然環境に関するセミナー開催事業

【内 容】自然環境に関する現状を、多くの市民に理解してもらうための講演会を開催します。

【実施場所】ラポールひらかた

【実施日時】平成19年4月、7月、10月、平成20年1月

【対象者】市民、事業者

【収入】0円

【支出】36,000円(会場使用料12,000円、印刷製本費4,000円、諸謝金20,000円)

(9) 自然環境に関するフィールドワーク開催事業

【内 容】自然環境に関する現状を知るため、現地調査や里山の竹林整備を行います。

【実施場所】枚方市全域

【実施日時】平成19年4月、6月、8月、10月、12月、平成20年2月

【対象者】市民、事業者

【収入】0円

【支出】18,000円(印刷製本費3,000円、消耗什器備品費15,000円)

(10) 自然エネルギー学校運営事業

【内 容】地球温暖化防止を目的に、多くの市民に自然エネルギーの利用と普及について考えてもらい、家庭や地域で自然エネルギーを普及させるための人材育成とそのネットワーク作り目指して「ひらかた自然エネルギー学校」を運営します。

【実施場所】ラポールひらかた

【実施日時】平成19年8月～平成20年1月

【対象者】市民、事業者

【収入】620,000円(受講料@14,000円×30人、補助金200,000円)

【支出】620,000円(会場使用料21,700円、旅費交通費130,000円、通信運搬費16,000円、消耗品費40,000円、図書費55,000円、印刷製本費40,000円、諸謝金200,000円、外注費50,000円、雑費67,300円)

(11) 地域ごみ減量事業

【内 容】廃棄物減量等推進員制度など地域ごみ減量施策を市民の立場で実態調査、改善提案をします。また、生ごみ減量・堆肥化拡大・枚方版「食べものぐるぐる」の市内循環ネットワークを試験的に構築し、その可能性を探ります。

【実施場所】枚方市内施設

【実施日時】通年

【対象者】市民、事業者

【収 入】0円

【支 出】39,000円（会場使用料 29,000円、通信運搬費 5,000円、印刷製本費 5,000円）

(12) 雨水モニター事業

【内 容】大阪府の「おおさかレインボウぷろじえくと」に「雨水モニター」として参加したのを機会に、枚方市内で雨水の貯留・透水性舗装の拡大、身の周りでの雨水有効活用を目指して、体験型雨水利用設備により市民を中心に広く普及を図ります。

【実施場所】サブリ村野

【実施日時】通年

【対象者】市民、事業者

【収 入】0円

【支 出】22,000円（会場使用料 17,000円、通信運搬費 2,000円、印刷製本費 3,000円）

(13) 廃食用油リサイクル事業

【内 容】各地で各種方式により植物油を主成分とする廃食用油のリサイクルが行われています。枚方市内でも企業が人工ゼオライトで浄化してディーゼル機関燃料として用いる試みを実施しています。三者協働のNPO組織下でその需要拡大を図ります。

【実施場所】枚方市内施設

【実施日時】通年

【対象者】市民、事業者

【収 入】0円

【支 出】39,000円（会場使用料 29,000円、通信運搬費 5,000円、印刷製本費 5,000円）

(14) バスマップ作成事業

【内 容】広範な人々から、アンケート、ワークショップ等で、情報を入手し、バスの経路案内とタウン情報を盛り込んだ、くずは地域のバスマップを作成します。

平成 17 年度に作成した、基本的な施設とバス経路を入れた基本マップの上に、ジャンル別の施設をオーバーレイします。

【実施場所】枚方市くずは地域

【実施日時】平成 19 年 6 月～平成 20 年 3 月

【対象者】市民、事業者

【収入】400,000 円（協賛金@20,000 円×20 社）

【支出】400,000 円（会場使用料 10,000 円、旅費交通費 5,000 円、消耗什器備品費 235,000 円、図書費 30,000 円、諸謝金 100,000 円、修繕費 20,000 円）

(15) 駐輪システム拡大提案事業

【内容】ネットワーク型駐輪システムについて、企画提案を行います。

【実施場所】枚方市全域

【実施日時】平成 19 年 6 月～平成 20 年 3 月

【対象者】市民、事業者

【収入】0 円

【支出】60,000 円（会場使用料 10,000 円、印刷製本費 40,000 円、諸謝金 10,000 円）

(16) 不要自転車の回収システム検討事業

【内容】不要な自転車も現状では、有償で廃棄処分せざるを得ず、現実には放置自転車となるケースが多い。これら不要自転車の回収システムについて、検討を行います。

【実施場所】枚方市全域

【実施日時】平成 19 年 6 月～平成 20 年 3 月

【対象者】市民、事業者

【収入】0 円

【支出】70,000 円（会場使用料 10,000 円、印刷製本費 50,000 円、諸謝金 10,000 円）

(17) サイクル&バスライド提案事業

【内容】枚方市甲斐田の自転車保管所などの敷地を利用して、サイクル&バスライドのシステムを検討・提案します。

【実施場所】枚方市甲斐田周辺

【実施日時】平成 19 年 6 月～平成 20 年 3 月

【対象者】市民、事業者

【収入】0 円

【支出】70,000 円（会場使用料 10,000 円、印刷製本費 50,000 円、諸謝金 10,000 円）

(18) レンタサイクル・駐輪システムに関するマナー教育事業

【内容】レンタサイクルと駐輪システムに関するマナー教育を実施します。

【実施場所】京阪枚方市駅周辺

【実施日時】平成19年4月、9月

【対象者】市民、事業者

【収入】200,000円（受託金収入）

【支出】110,000円（会場使用料10,000円、消耗什器備品費50,000円、印刷製本費50,000円）

(19) 公共交通に関するシンポジウム開催事業

【内容】公共交通に関連するテーマでシンポジウムを開催します。

【実施場所】ラポールひらかた

【実施日時】平成19年11月

【対象者】市民、事業者

【収入】0円

【支出】30,000円（会場使用料5,000円、印刷製本費5,000円、諸謝金20,000円）

(20) 交通環境教育事業

【内容】枚方市内の小学校で、自動車と公共交通との対比の問題についてなど交通環境に関する授業を、学校と協働して企画・実施します。

【実施場所】枚方市内の小学校

【実施日時】平成19年1月

【対象者】小学生

【収入】0円

【支出】10,000円（旅費交通費5,000円、印刷製本費5,000円）

(21) まちづくりに関するフィールドワーク実施事業

【内容】枚方市のまちの現状を知るため、現地調査を行います。

【実施場所】枚方市全域

【実施日時】平成19年4月、6月、9月、11月、平成20年1月

【対象者】市民

【収入】0円

【支出】8,000円（印刷製本費3,000円、消耗品費5,000円）

(22) 小学校区防犯マップ作成支援事業

【内容】枚方市内の小学校区で作成する防犯マップの作成支援を行います。

【実施場所】枚方市内の小学校区

【実施日時】通年

【対象者】小学生とその保護者

【収入】0円

【支出】20,000円（会場使用料10,000円、消耗品費10,000円）

(23) 不法屋外広告物撤去事業

【内 容】不法屋外広告物の撤去活動を行います。

【実施場所】枚方市内全域

【実施日時】毎月1回

【対象者】市民、事業者

【収 入】0円

【支 出】45,000円(会場使用料10,000円、旅費交通費30,000円、消耗品費5,000円)

(24) 天の川大清掃への参画事業

【内 容】美しい郷土「ひらかた」を次世代に残すために市民・事業者・行政が協働して行う環境保全事業「天の川大清掃」に参画します。

【実施場所】天野川

【実施日時】平成19年11月

【対象者】市民、事業者、行政

【収 入】0円

【支 出】5,000円(消耗品費5,000円)

(25) 環境情報発信の拠点(環境学習の拠点)作りとその管理運営事業

【内 容】主に枚方市域の環境に関する情報を市民に発信する施設を新たに設け、管理・運営します。

【実施場所】枚方市内

【実施日時】平成19年4月～平成20年3月

【対象者】市民

【収 入】0円

【支 出】10,000円(旅費交通費5,000円、印刷製本費5,000円)

(26) 環境教育の副読本の編集作業への協力事業

【内 容】現在、枚方市が編集・発行し、市内小学校4年生に配付されている環境教育副読本「わたしたちのくらし」の編集作業に協力します。

【実施場所】枚方市内全域

【実施日時】平成19年4月～平成20年3月

【対象者】枚方市内の小学校4年生

【収 入】0円

【支 出】20,000円(旅費交通費5,000円、図書費5,000円、印刷製本費10,000円)

(27) 学校版EMSの構築・運用の支援(含むひらかた環境くらわんか塾開講)事業

【内 容】平成18年度から枚方市でスタートする市立小中学校を対象とする環境マネジメントシステム(EMS)の構築と運用を支援します。また、支援する人材を養成するひらかた環境くらわんか塾を開講します。

【実施場所】枚方市内全域

【実施日時】平成19年4月～平成20年3月

【対象者】枚方市内の学校

【収入】0円

【支出】20,000円（旅費交通費10,000円、印刷製本費10,000円）

(28) 枚方市内各学校への環境教育の出前授業の実施事業

【内容】枚方市内の各学校に出向いて、環境教育に関する授業を支援・実施します。

【実施場所】枚方市内の学校

【実施日時】平成19年4月～平成20年3月

【対象者】枚方市内の学校

【収入】0円

【支出】60,000円（旅費交通費5,000円、通信運搬費5,000円、消耗品費5,000円、
図書費5,000円、印刷製本費10,000円、諸謝金20,000円、修繕費5,000円、
支払手数料5,000円）

(29) 環境語り部（の養成と）による環境コミュニケーションの実施事業

【内容】環境語り部を養成し、市民と枚方の環境についてコミュニケーションの機会
を持ちます。

【実施場所】枚方市内全域

【実施日時】平成19年4月～平成20年3月

【対象者】市民

【収入】0円

【支出】40,000円（旅費交通費5,000円、消耗品費5,000円、図書費10,000円、印
刷製本費10,000円、諸謝金10,000円）

第6号議案

設立の初年度及び翌年度の収支予算書承認の件

初年度 特定非営利活動に係る事業 収支予算書

特定非営利活動法人 ひらかた環境ネットワーク会議

成立の日～平成19年3月31日

(単位：円)

| 科 目 | 予算額 | 備 考 |
|-----------------|------------|----------------------------------|
| 収入の部 | | |
| 1 会費収入 | | |
| 正会員収入 | 360,000 | 個人1千円×170、非営利団体2千円×70、営利団体5千円×10 |
| 賛助会員収入 | 250,000 | 個人1千円×30、非営利団体10千円×2、営利団体50千円×4 |
| 2 補助金等収入 | | |
| 枚方市補助金収入 | 9,015,000 | |
| 3 事業収入 | | |
| 運営委員会事業 | 30,000 | 積算は事業計画書の(1)～(8)に記載 |
| 自然環境部会事業 | 0 | 積算は事業計画書の(9)～(10)に記載 |
| ごみ・エネルギー部会事業 | 620,000 | 積算は事業計画書の(11)～(14)に記載 |
| 公共交通部会事業 | 820,000 | 積算は事業計画書の(15)～(22)に記載 |
| まちづくり部会事業 | 0 | 積算は事業計画書の(23)～(26)に記載 |
| 環境教育サポート部会事業 | 0 | 積算は事業計画書の(27)～(31)に記載 |
| 4 雑収入 | | |
| 雑収入 | 0 | |
| 当期収入合計(A) | 11,095,000 | |
| 前期繰越収支差額 | 0 | |
| 収入合計(B) | 11,095,000 | |
| 支出の部 | | |
| 1 事業費 | | |
| 運営委員会事業 | 4,477,320 | 積算は事業計画書の(1)～(8)に記載 |
| 自然環境部会事業 | 54,000 | 積算は事業計画書の(9)～(10)に記載 |
| ごみ・エネルギー部会事業 | 695,000 | 積算は事業計画書の(11)～(14)に記載 |
| 公共交通部会事業 | 970,000 | 積算は事業計画書の(15)～(22)に記載 |
| まちづくり部会事業 | 78,000 | 積算は事業計画書の(23)～(26)に記載 |
| 環境教育サポート部会事業 | 150,000 | 積算は事業計画書の(27)～(31)に記載 |
| 2 管理費 | | |
| 給料手当 | 3,200,000 | 320万円×1人 |
| 社会保険料 | 500,000 | |
| 退職金積立金 | 50,000 | |
| 厚生費 | 20,000 | |
| 消耗什器備品費 | 230,000 | |
| 旅費交通費 | 75,000 | |
| 通信運搬費 | 110,000 | |
| 消耗品費 | 150,000 | |
| 印刷製本費 | 0 | |
| 図書費 | 30,000 | |
| 会場使用料 | 20,000 | |
| 保険料 | 0 | |
| 支払手数料 | 15,000 | |
| 外注費 | 0 | |
| 諸謝金 | 0 | |
| 修繕費 | 10,000 | |
| 負担金支出 | 10,000 | |
| 研修費 | 50,000 | |
| 租税公課 | 0 | |
| 3 予備費 | 200,680 | |
| 当期支出合計(C) | 11,095,000 | |
| 当期収支差額(A)-(C) | 0 | |
| 次期繰越収支差額(B)-(C) | 0 | |

平成 19 年度 特定非営利活動に係る事業 収支予算書

特定非営利活動法人 ひらかた環境ネットワーク会議

平成 19 年 4 月 1 日 ~ 平成 20 年 3 月 31 日

(単位：円)

| 科 目 | 予算額 | 備 考 |
|-----------------|------------|----------------------------------|
| 収入の部 | | |
| 1 会費収入 | | |
| 正会員収入 | 360,000 | 個人1千円×170、非営利団体2千円×70、営利団体5千円×10 |
| 賛助会員収入 | 250,000 | 個人1千円×30、非営利団体10千円×2、営利団体50千円×4 |
| 2 補助金等収入 | | |
| 枚方市補助金収入 | 9,015,000 | |
| 3 事業収入 | | |
| 運営委員会事業 | 30,000 | 積算は事業計画書の(1)~(7)に記載 |
| 自然環境部会事業 | 0 | 積算は事業計画書の(8)~(9)に記載 |
| ごみ・エネルギー部会事業 | 620,000 | 積算は事業計画書の(10)~(13)に記載 |
| 公共交通部会事業 | 600,000 | 積算は事業計画書の(14)~(20)に記載 |
| まちづくり部会事業 | 0 | 積算は事業計画書の(21)~(24)に記載 |
| 環境教育サポート部会事業 | 0 | 積算は事業計画書の(25)~(29)に記載 |
| 4 雑収入 | | |
| 雑収入 | 0 | |
| 当期収入合計(A) | 10,875,000 | |
| 前期繰越収支差額 | 0 | |
| 収入合計(B) | 10,875,000 | |
| 支出の部 | | |
| 1 事業費 | | |
| 運営委員会事業 | 4,376,620 | 積算は事業計画書の(1)~(7)に記載 |
| 自然環境部会事業 | 54,000 | 積算は事業計画書の(8)~(9)に記載 |
| ごみ・エネルギー部会事業 | 720,000 | 積算は事業計画書の(10)~(13)に記載 |
| 公共交通部会事業 | 750,000 | 積算は事業計画書の(14)~(20)に記載 |
| まちづくり部会事業 | 78,000 | 積算は事業計画書の(21)~(24)に記載 |
| 環境教育サポート部会事業 | 150,000 | 積算は事業計画書の(25)~(29)に記載 |
| 2 管理費 | | |
| 給料手当(事務局職員) | 3,200,000 | 320万円×1人 |
| 社会保険料 | 500,000 | |
| 退職金積立金 | 50,000 | |
| 厚生費 | 20,000 | |
| 消耗什器備品費 | 230,000 | |
| 旅費交通費 | 75,000 | |
| 通信運搬費 | 110,000 | |
| 消耗品費 | 150,000 | |
| 印刷製本費 | 0 | |
| 図書費 | 30,000 | |
| 会場使用料 | 20,000 | |
| 保険料 | 0 | |
| 支払手数料 | 15,000 | |
| 外注費 | 0 | |
| 諸謝金 | 0 | |
| 修繕費 | 10,000 | |
| 負担金支出 | 10,000 | |
| 研修費 | 50,000 | |
| 租税公課 | 0 | |
| 3 予備費 | 276,380 | |
| 当期支出合計(C) | 10,875,000 | |
| 当期収支差額(A)-(C) | 0 | |
| 次期繰越収支差額(B)-(C) | 0 | |

第7号議案

設立代表者の選任の件

設立代表者を選任し、大阪府に対する設立認証申請手続きにかかる一切の権限を委任する。
また、設立認証申請の手続きのために、定款その他の書類について原案の骨子に変更のない程度
の字句の修正について、設立代表者に一任する。

第8号議案

議事録署名人の選任の件

議事録署名人2名を選任する。